

オーダー ID 337

見積日 2025-05-19

お客様 竈門弥豆子 様
京都府舞鶴市青井1-1-1
08096754321



担当 S S MC

Tel :

車両 K13-381017
2015 (H27) 年07月 (0Km)

S S 担当者

この度は、株式会社 SHIMARS の ENEOS サービスステーションにて車検のお見積をお取りいただきまして、誠にありがとうございます。道路交通運送法の車検制度は決して儀礼的な更新を目的とするものではなく、皆様の安全を維持するために制定されている重要な点検、検査の制度です。すべてのお車にご乗車される方、皆様の安全の為に、不安が発生している個所はもちろんの事、次回の車検までに対処が予想される内容につきましても予防の意味合いにてご対処下さいます様にお願い申し上げます。ご相談は、上記の担当者にご相談ください。

合計お見積書

法定費用	自動車重量税※	18,900	自動車の重量に合わせ車検時に徴収となる国税
	自動車種別割※	0	旧自動車税。未納があると車検取得出来ません。
	自賠責保険料※	18,160	車検期間内の加入が義務付けられている保険
	各種印紙※	1,800	自動車検査証や車検に関わる陸運局に支払う手数料
サービス		0	保安検査料、国の定める保安基準の適合証明をする検査料金
点検		0	車検基本料金、法定点検や車検に必要な書類を作成する手数料
整備工賃		0	自動車修理、整備の工賃
部品		0	自動車修理、整備の部品代金
钣金塗装		0	自動車ボデーの修理代金
保険免責負担		0	車両保険併用でボデー修理した場合の免責で負担額
その他		0	・左記の※は「非課税」です。
お値引き		-2,000	・正式施工時に価格の変更や追加整備が発生する場合があります。(その際は都度ご確認致します。)
お預かり金額		10,000	・適格請求者発行事業者登録番号：T4-2300-0101-2430
合計 (ご精算額)		¥36,860 (¥26,860)	・法定費用の合計額： ¥38,860
			・10% 消費税額含。消費税合計： ¥0



SHIMARS は「Y (やれば) D (できる) K (こ)」

シマースなら車買取査定もOK!

査定はもちろん無料です！
車検か乗換かのご検討に是非、
車買取査定をお試し下さい。
査定したって必ず売る必要なし！



2年に一度のご褒美コーティング!

「うちの車に必要？」なんて方
ほど、「またお願いする」と言っ
ていただけます。車検上がりに
超ピカピカでリフレッシュ!

KeePer



項目	数量	単価	税込計
----	----	----	-----

富山531ね729|K13-381017|MC

【ご連絡事項】

・このお見積もりはあくまでも概算で算出されたものとなります。当社所有の国土交通省認可、指定工場において分解点検等を行うことで、以下のことが発生する場合があります。予めご了承をお願いいたします。1. 追加で部品や油脂類の量が必要となる場合があります。2. この内容の整備の必要性がなくなる場合があります。3. 故障が新たに発見されたり、ここに記載されている内容であっても、改めて故障ではないと判断される可能性があります。4. 部品や作業の価格が変更となる場合がございます。

【発注内容の確認】**【ご署名】**

年 月 日

☐ 私は、上記、記載内容の発注を希望いたします。

継続検査（車検）を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、当社が実施する継続検査（車検）の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

指定整備事業場名

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

継続検査（車検）における確認事項及び承諾書

継続検査（車検）の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

① 「継続検査（車検）申請に関する委任について」

☐ 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

② 「継続検査（車検）に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾」

☐ 保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

☐ 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項を、電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（二輪の小型自動車又は検査対象軽自動車）

2015 (H27) 年07月 (0Km)

ご記入日 年 月 日

使用者（依頼者）の氏名（社名）